

新潟県保険医会 FAXニュース

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越2-17-5

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

新型コロナウイルス感染症に係る令和3年10月以降の診療報酬上の臨時的な取扱いについて、9月28日付け厚労省より発出された事務連絡について、一部抜粋して概要をお知らせいたします。

1. 10月以降の新型コロナウイルス感染症の「臨時的な取扱い」について

廃止される項目 (令和3年9月診療分まで)

- ・ 歯科外来等感染症対策実施加算 (全患者の初診・再診時に1回当たり5点)
- ・ 介護報酬0.1%上乗せ (1か月分の所定単位数に0.1%上乗せして算定)

評価を引き下げて継続される項目 (10月診療分から令和4年3月診療分まで)

- ・ 乳幼児感染予防策加算 (6歳未満児の初診・再診時に1回当たり55点→**28点**)

継続される項目 (令和4年3月診療分まで)

- ・ 新型コロナ歯科治療加算 (新型コロナウイルス感染症患者を治療した場合298点)

新設される項目 (令和3年9月28日から令和4年3月診療分まで)

※いずれの項目も「新型コロナ歯科治療加算」と併算定可。

(1) 新型コロナウイルス感染症患者に対し、必要な管理及び療養上の指導等を行った場合、歯科疾患管理料の総合医療管理加算(50点)又は歯科疾患在宅療養管理料の在宅総合医療管理加算(50点)を1日につき1回算定する。

- ① 歯科疾患管理料又は歯科疾患在宅療養管理料の算定の有無は問わない。
- ② 当該疾患の担当医から、歯科治療を行うに当たり当該患者の全身状態や服薬状況等の必要な診療情報の提供を受けること。
- ③ 同一保険医療機関の医科の担当医からの診療情報の提供又は文書以外の方法による診療情報の提供を受けた場合においても算定可。当該情報提供の内容を診療録に記載する。
- ④ 上記患者のみ当該加算を算定する場合は施設基準の厚生局への届出は不要。
- ⑤ 算定にあたってはレセプト摘要欄に「コロナ特例」と記載する。

- (2) 自宅等で療養する新型コロナウイルス感染症患者に対する歯科訪問診療は、20分未満であっても歯科訪問診療料1の所定点数(1,100点)で算定する。
- ① 自宅・宿泊療養を行っている者又は歯科、小児歯科、矯正歯科若しくは歯科口腔外科を標榜する保険医療機関以外の保険医療機関に入院している患者が対象。
 - ② 診療時間が20分未満でも所定点数の減算(70/100)は行わない。
 - ③ 手術後の急変等が予想される場合に限らず、看護にあたっている者から訴えがあり速やかに対応した場合、「緊急歯科訪問診療加算」算定可。
 - ④ 算定にあたってはレセプト摘要欄に「コロナ特例」と記載する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症患者であって、呼吸管理を行っている者に対して、口腔衛生状態の改善を目的として、口腔の剥離上皮膜の除去等を行った場合、非経口摂取患者口腔粘膜処置(100点)を算定する。
- ① 上記の場合に1日につき1回算定する。
 - ② 算定にあたってはレセプト摘要欄に「コロナ特例」と記載する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症患者に対して、患者の脈拍、経皮的動脈血酸素飽和度等を把握して歯科治療を行った場合、歯科治療時医療管理料(45点)又は在宅患者歯科治療時医療管理料(45点)を算定する。
- ① 上記患者のみ当該加算を算定する場合は施設基準の厚生局への届出は不要。
 - ② 算定にあたってはレセプト摘要欄に「コロナ特例」と記載する。
- (5) 新型コロナウイルス感染症患者であって、口腔乾燥を訴える者に対して、服薬、栄養等の療養上の指導を行った場合、歯科特定疾患療養管理料(170点)を算定する。なお、算定にあたってはレセプト摘要欄に「コロナ特例」と記載する。

2, 感染防止対策の継続支援

医療機関の感染拡大防止対策に対する支援について、令和3年10月1日から12月31日までにかかる感染拡大防止対策に要する費用として、病院・有床診療所に10万円、無床診療所(医科・歯科)に8万円が補助されることとなりました。

詳細は追って示されるとされています。